

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	博物館施設の利用許可		
根拠法令及び条項	那覇市歴史博物館条例第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市歴史博物館条例第9条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成18年 3月31日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 請求のあった日の翌日から起算して14日以内 ) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	H26年12月25日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	市民文化 部 文化財 課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

**【別紙】**

(利用許可の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、歴史博物館の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備又は資料を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1号の暴力的不法行為等を行う。）を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。